

八丈町地域創生本部設置要綱

(設置目的)

第1条 本町における少子高齢化に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある地域を維持していくための全庁的な施策に取り組むため、八丈町地域創生本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

(1) まち・ひと・しごと創生法に基づく八丈町の「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「八丈町総合戦略」という。）の策定に関すること。

(2) 庁内の各種計画や各種施策との調整に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。

3 本部員は、公営企業管理者、教育長、消防長、議会事務局長、企業課長、教育課長のほか八丈町組織条例（昭和52年条例25号）に規定する課の長及び主幹、課長補佐の職にある者をもって充てる。

4 本部長は、必要に応じて会議を招集し、本部長がその議長となる。

(職務)

第4条 本部長は本部を統括する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 本部員は、総合戦略の策定と実行に向けて、関係部署との調整及び連携を行う。

(部会等)

第5条 本部長は、実効性のある八丈町総合戦略を策定するため、必要に応じて作業部会・ワーキンググループを設置することができる。

2 前項のワーキンググループを設置するにあたっては、幅広い年齢層の住民をはじめ、産業界、国・都や他町村等関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等から外部人材を活用し、広く関係者の意見が施策に反映されるよう努める。

(設置期間)

第6条 本部の設置期間は、平成28年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月30日から施行する。